

令和8年第8回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年7月27日（月） 午後1時30分から2時55分
2. 開催場所 農業委員会議室（7階）
3. 議長 岡庭 丈夫（会長）
4. 出席委員（18人）

席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
1	染谷 庸子	出	10	岡庭 丈夫	出
2	江川 直美	出	11	大熊 陽子	出
3	深谷 政義	出	12	面来 誠治	出
4	千代田 英隆	出	13	宮田 孝治	出
5	島根 至代	出	14	島根 幸一	出
6	石井 昌明	出	推進	恩田 純男	出
7	黒川 怜	出	推進	吉野 善一郎	出
8	牧野 和美	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	染谷 義人	出	推進	宮田 正久	出

5. 議事日程

- 第1 開会宣告
- 第2 会長挨拶
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 報告第 1号 農地改良届出について
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について（相続）
報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について
報告第 5号 証明書の発行状況について
- 第5 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件
議案第 2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第 3号 生産緑地の取得のあっせんの回答について
- 第6 その他
 - （1） 審議会、協議会の報告について
 - （2） その他
- 第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 鈴木 智久
 次 長 湯浅 和行
 主 査 石井 富貴和

7. 会議の概要

面来	委員の皆様、改めましてこんにちは。
会長職務代理	ただいまから、令和8年7月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	本日の出席委員は、全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 3番 深谷政義委員、4番 千代田英隆委員、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして、順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
事務局	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。
議長	続きまして、議案第1号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いします。 【議案第1号にかかる申請地のビデオ上映】
議長	それでは、再開をいたします。 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。 なお、今月内容調査会を行った案件について報告をいたします。 今月は、議案第1号1番、3番、4番につきまして内容調査会を開催しております。 それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第1号1番についてご説明を差し上げます。

譲受人、住所・氏名（〇〇・〇〇）、譲渡人、住所・氏名（〇〇・〇〇）、権利種類「賃貸借」、土地の表示「鷹野三丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場」でございます。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

この案件は牧野委員の担当でございます。牧野委員に内容説明をお願いします。

牧野委員

それでは、ただいまから議案第1号1番の説明をいたします。

申請人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要は、先ほど事務局の説明どおりでございます。また、現地の説明につきましてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

（譲受人について説明）

申請内容ですが、転用目的が駐車場で、申請理由は理由書が提出されておりますので、読み上げます。

（理由書朗読）

続きまして、営業所から申請地までは0.9km、車で4分です。

利用計画は、10tトラック1台、4tトラック3台、2tトラック3台、従業員用車両2台分及びトレーラーハウスです。

隣地の同意は、農地に隣接していないため必要ありません。

続いて、被害防除ですが、東側は雑種地（駐車場）に隣接し、既設フェンス、単管パイプがあります。

なお、同じ用途、ほぼ同じ高さのため、土留めなどは設置しないとのことです。南側は柵渠、排水路に隣接し、既設コンクリート、土留めがあり、西側は、住宅地に隣接し、隣地に既設ブロック塀あり、出入口はアスファルト舗装6m掛ける6m、停止線があり、アイドリングストップ看板、会社連絡先看板の設置、場内砂利敷きで、雨水自然浸透となります。図面では、道路に隣接する北側の出入口の幅員が20mとなっておりますが、生活安全課と申請者の間で協議をし、多少狭めることになると思います。南側水路の土揚敷のコンクリート打設は、除草を適正に行うのであれば現状のままでいいということなので、今回はコンクリート打設は行わないそうです。

以上が被害防除の説明です。

議長

その他でございますが、契約書を頂いております。
また、土地の造成にかかる費用は自己資金で対応するということです。
農地区分は第2種農地です。
以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 駐車場	(全員賛成)
--------	--------

議長

続きまして、議案第1号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第1号2番、ご説明差し上げます。
譲受人、住所・氏名（〇〇・〇〇）、譲渡人、住所・氏名（〇〇・〇〇）、
権利種類「所有権」、土地の表示「田中新田字中ノ割〇〇番」、地目「畑」、
面積「〇〇㎡」、申請目的「自己用住宅」でございます。
なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、
その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。
以上でございます。

議長

ありがとうございます。
この案件は染谷庸子委員の担当でございます。染谷委員に内容説明お願いいたします。

染谷庸子委員

それでは、ただいまから議案第1号2番について説明をさせていただきます

す。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては先ほど事務局の説明とおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

それでは、事業計画ですが、木造2階建て専用住宅1棟の建築でございます。建築面積「〇〇㎡」、1階床面積「〇〇㎡」、2階床面積「〇〇㎡」、延べ床面積「〇〇㎡」でございます。駐車スペースは「〇台分」でございます。

続きまして、被害防除ですが、北側は農地と隣接し、新設ブロック2段積みです。東側は宅地と隣接し、同じく新設ブロック2段積みです。なお、隣地にも既設ブロック2段積みがあります。南側は、出入口で全て開口部のため特にありません。西側は農地に隣接し、同じく新設ブロック2段積みです。汚水は合併処理浄化槽5人槽で処理後、南側側溝へ放流、雨水は雨水浸透ますが4か所設置とのことです。

隣地の同意はあります。

誓約書は提出されております。

資金計画ですが、融資で対応とのことです。

農地区分は第2種農地です。開発許可の要件につきましては、市街化調整区域に居住する者の親族のため、自己用住宅です。

最後に、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2 番 自己用住宅 (全員賛成)

議長 続きまして、議案第 1 号 3 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局 議案第 1 号 3 番、説明申し上げます。
譲受人、住所・氏名（〇〇・〇〇）、譲渡人、住所・氏名（〇〇・〇〇他〇名）、権利種類「所有権」、土地の表示「駒形字屋敷廻〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外 1 筆でございます。計 2 筆「〇〇㎡」、申請目的「資材置場」でございます。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね 10ha 未満であるため、第 2 種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。
この案件は宮田孝治委員の担当でございます。宮田委員に内容説明をお願いいたします。

宮田孝治委員 それでは、ただいまから議案第 1 号 3 番の説明をいたします。
申請人の住所、氏名、権利関係、土地の表示、施設概要は、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略します。また、現地の説明につきましてもビデオのとおりでございますので、省略します。

(譲受人について説明)

申請内容ですが、転用目的が資材置場で、申請理由は理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、営業所から申請地までは 2.1km、車で約 50 分です。

利用計画は、塩ビ管 5m、U 字溝、L 型側溝、コンクリートます、土管などを置くとのことです。

隣地の同意はありません。

報告書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(報告書朗読)

続きまして、被害防除ですが、出入口を除き4面、安全鋼板約2mを設置します。北側は宅地に隣接し、隣地よりも低くし緩衝地帯を設けます。東側は農地に隣接し、隣地よりも低くしU字溝を設置します。南側は道路に隣接し、道路よりも低くします。西側は道路に隣接し、道路よりも低くします。出入口は10から12メートルで、アスファルト舗装6×6m、停止線があり、アイドリリングストップ看板、会社連絡先看板を設置し、場内は砂利敷き、雨水はオーバーフロー分を除き自然浸透です。

以上が被害防除の説明です。

なお、出入口は蛇腹ゲートとし、南京錠で施錠するとのことでした。

その他でございますが、誓約書を頂いております。

また、土地の取得、造成にかかる費用は自己資金で対応するとのことでした。

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

島根幸一委員。

島根幸一委員

(挙手により質問)

出入口についてですが、出入口は蛇腹ゲートにするということですが、多分あそこの土手の通りは非常に交通量も多いことで、幅員などは設けているのでしょうか。

事務局

交通量につきましては、申請地は広い道路よりも若干引込んでおり、交通量はありません。角地をへこませて、蛇腹をつけるという形になります。

島根幸一委員

了解しました。

議長

ほかにございますか。

大熊委員。

大熊委員

(挙手により質問)

隣地の同意がないということですが、もし隣地の同意がないままこの案件が通った場合は、隣地の同意がなくてもできるということと、通った場合に、何か周りとの問題が起きた場合どう対処しますか。

議長

それでは事務局からお願いします。

事務局

1点目ですが、隣地の同意がないと許可にならないのかということですが、

隣地の同意につきまして三郷市の場合は、被害防除の観点から提出してくださいと指導をしております。ただ、農地法上は、隣地の同意がないと許可できないということはありません。許可につきましては、要件が整っていれば可能でございます。

2点目ですが、もし許可になって、隣地との問題が発生した場合ですが、原則的には譲受人が解決すべきと考えております。ただ、問題が大きい場合は、市で指導等をさせていただきます。

それから、補足ですが、北側の店舗は「宅地」ですので、農業委員会としては同意書は特に求めておりません。譲受人が、近隣との良好な関係をということで、恐らく同意書を求めたという解釈です。東側ですが、一応求めたが、ご理解いただけなかったのかなというところでございます。

議長 どうでしょうか。

大熊委員 説明は分かります。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

【挙手なし】

議長 質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第1号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

議長 ありがとうございます。
採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 資材置場 (賛成多数)

議長 続きまして、議案第1号4番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局 議案第1号4番についてご説明を申し上げます。
譲受人、住所・氏名（〇〇・〇〇）、譲渡人、住所・氏名（〇〇・〇〇）、権利種類「所有権」、土地の表示「田中新田字中ノ割〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場」でございます。
なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、

その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

 この案件は染谷庸子委員の担当でございます。染谷委員に内容説明お願いいたします。

染谷庸子委員 それでは、ただいまから議案第1号4番の説明をいたします。

 申請人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要は先ほどの事務局の説明どおりでございますので、省略します。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略します。

 （譲受人について説明）

 申請内容ですが、転用目的は駐車場で、申請理由は理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

 （理由書朗読）

 続きまして、事業所地から申請地までは8km、車で約16分です。

 利用計画は、8tダンプ2台、4tダンプ2台を置くとのことです。

 隣地の同意はございます。

 続いて、被害防除ですが、北側は雑種地、資材置場に隣接し、新設コンブロ2段積み、東側は河川区域に隣接し、出入口以外は新設コンブロ2段積み、南側は農地に隣接し、新設コンブロ2段積み、西側は排水路に隣接し、新設コンブロ3段積みです。出入口、河川区域部分は、幅8m掛ける約3.4mにアスファルト舗装（河川法の許可申請済み）、出入口付近に案内看板設置、停止線があります。場内は砂利敷のため、雨水は自然浸透です。なお、アイドリングストップ看板は、駐車台数が4台なので、条例の規制対象外とのことです。

 以上が被害防除の説明です。

 その他でございますが、誓約書を頂いております。

 また、土地の取得、造成にかかる費用は自己資金で対応するとのことです。

 農地区分は第2種農地です。

 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

 ただいま議案第1号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

 鈴木委員。

鈴木委員	(挙手により質問) 1つお尋ねします。当該土地は河川敷ということで、河川敷の通行許可を申請しているということですが、それは許可が下りなかった場合は、こちらの委員会のほうで可決しても駄目だということでしょうか。
議長	これは事務局です。お願いします。
事務局	少し細かく説明させていただきますが、現地はビデオのとおり江戸川があり、道路があり、ガードレールと空き地がありまして、ガードレールから空き地までが河川区域となります。その先が農地になっておりまして、河川法の許可申請は、許可が下りなければ、これは当然農地法のほうも許可にはなりませんので、その段階で取下げしていただくか、不許可にするかという形にはなるかと思います。ただ、基本的には、技術的基準に沿っていれば通常は許可になるのかなという考えでおります。 以上です。
鈴木委員	分かりました。
議長	ほかにございますか。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第1号4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり、許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。
	4番 駐車場 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。 それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局	議案第２号１番、ご説明申し上げます。 被相続人住所・氏名（〇〇・〇〇）、相続人住所・氏名（〇〇・〇〇）、土地の表示「幸房〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外１筆、計「〇〇㎡」でございます。経営面積「〇〇㎡」、相続開始年月日、令和〇年〇月〇日でございます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明お願いいたします。
大久保委員	それでは、ただいまから議案第２号１番について説明させていただきます。 （申請農地について説明） 続きまして、被相続人及び相続人について説明させていただきます。 （被相続人・相続人・経営状況について説明） 以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第２号１番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第２号１番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。 続きまして、議案第２号２番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第２号２番、ご説明申し上げます。 被相続人住所・氏名（〇〇・〇〇）、相続人住所・氏名（〇〇・〇〇）、土

	地の表示「戸ヶ崎字関戸〇〇番」、地目「畑」外3筆、面積、計4筆で「〇〇㎡」、経営面積「〇〇㎡」、相続開始年月日、令和〇年〇月〇日でございます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は島根幸一委員の担当でございます。島根委員に内容説明お願いいたします。
島根幸一委員	それでは、ただいまから議案第2号2番について説明させていただきます。 (申請地・耕作状況について説明) 続きまして、被相続人及び相続人について説明させていただきます。 (被相続人・相続人・農業従事状況について説明) 以上で説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第2号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第2号2番について賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。 続きまして、議案第3号「生産緑地の取得のあっせんの回答について」を上程いたします。 それでは、議案第3号1番については、島根幸一委員の担当でございます。島根委員に内容説明お願いいたします。
島根幸一委員	議案第3号1番をご説明いたします。 先月の総会において、議案第4号1番、生産緑地の取得のあっせんについての決議を経て、農業委員会において三郷市第〇〇号生産緑地地区の取得のあっ

せんをすることになりました。それを受け、近隣の農家組合長を通じ近隣農業者へのあっせんを行いました。買取り希望者が現れず、あっせんができない状況です。

以上、ご報告します。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号1番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

ここで暫時休憩といたします。開会時間2時40分をお願いいたします。

【10分暫時休憩】

議長

それでは、再開をいたします。

議長

続きまして、その他に移らせていただきます。

次第に沿って進めていきます。

まず、報告事項で、審議会、協議会の報告につきましてございましたらお願いいたします。

江川委員。

江川委員

三郷市特別融資制度推進会議総会が書面にて開催されました。議案が3件あり、3件とも可決されました。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ほかにございますか。

【挙手なし】

議長	その他でなければ、次に事務局からの連絡事項を、次長からお願いします。
事務局次長	事務局から連絡がございます。 事前配付の資料と、机の上に追加資料を配布させていただきました。 1 点目、2 点目、農業委員会研修でございます。 (研修内容について説明) 続きまして、農業振興課からの連絡事項でございます。 (8 月実施予定の審議会・委員会・講座について説明) 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 それでは、特になければ以上で閉会とさせていただきます。 閉会の挨拶を職務代理からお願いいたします。
面来 会長職務代理	長時間にわたり慎重なるご審議ありがとうございました。 今月の総会では、農地法 5 条が 4 件許可相当になりました。また、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてが 2 件、生産緑地のあっせん依頼の回答についてが 1 件、承認をいただきました。審議内容の確認をするとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきありがとうございました。 以上をもちましてご挨拶とさせていただきます。 皆様、お疲れさまでした。